

令和5年度

二本松市財政健全化及び  
経営健全化審査意見書

二本松市監査委員





6 監 第 2 9 号  
令和6年8月8日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守 岡 健 次

二本松市監査委員 佐 藤 有

令和5年度二本松市財政健全化及び経営健全化審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度二本松市健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。



# 令和5年度 財政健全化審査意見書

## 第1 審査基準

本審査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

## 第2 審査の概要

### 1 審査の種類（根拠法令）

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

### 2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 3 審査の実施日程等

- (1) 審査の期間 令和6年7月25日～令和6年8月8日
- (2) 監査委員審査 令和6年8月8日
- (3) 審査の実施場所 監査委員事務局

### 4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

### 5 審査の主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するとともに、関係職員から説明を受け、質疑等を行った。

## 第3 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %) )

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準		財政再生基準
			令和5年度	令和4年度	
実質赤字比率	—	—	12.64	12.65	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.64	17.65	30.00
実質公債費比率	9.1	8.9	25.0	25.0	35.0
将来負担比率	32.6	41.7	350.0	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じないため、「—」と表示した。

## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率について

令和5年度の決算に基づく実質赤字比率については、実質赤字額はなく、比率は算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率について

令和5年度の決算に基づく連結実質赤字比率については、連結実質赤字額はなく、比率は算定されない。

### (3) 実質公債費比率について

令和5年度の決算に基づく実質公債費比率は9.1%で、前年度と比較すると0.2ポイント上回っていた。

また、早期健全化基準25.0%と比較すると15.9ポイント下回ってはいるが、前年度より財政の弾力化性がやや低下していることが認められた。

今後もより一層の財政運営の健全化に取り組み、改善に努められたい。

### (4) 将来負担比率について

令和5年度の決算に基づく将来負担比率は32.6%で、前年度と比較すると9.1ポイント下回り、改善されている。

また、早期健全化基準350.0%と比較すると317.4ポイントと大きく下回っている。

今後もより一層の公債費等の負担低減に取り組み、更なる改善に努められたい。

# 令和5年度 経営健全化審査意見書

## 第1 審査基準

本審査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

## 第2 審査の概要

### 1 審査の種類（根拠法令）

各公営企業会計及び各事業特別会計の資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

### 2 審査の対象

令和5年度決算に基づく各公営企業会計及び各事業特別会計資金不足比率

- (1) 二本松市水道事業会計
- (2) 二本松市下水道事業会計
- (3) 二本松市工業団地造成事業会計
- (4) 二本松市宅地造成事業会計
- (5) 二本松市公設地方卸売市場特別会計

### 3 審査の実施日程等

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| (1) 審査の期間   | 令和6年7月25日～令和6年8月8日 |
| (2) 監査委員審査  | 令和6年8月8日           |
| (3) 審査の実施場所 | 監査委員事務局            |

### 4 審査の着眼点

各公営企業会計及び各事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、書類が適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

### 5 審査の主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するとともに、関係職員から説明を受け、質疑等を行った。

### 第3 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された各公営企業会計及び各事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	
工業団地造成事業会計	—	—	
宅地造成事業会計	—	—	
公設地方卸売市場特別会計	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

#### 2 個別意見

各公営企業会計及び各事業特別会計にも資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

ただし、一般会計からの繰入れがあることから、今後もより一層の自主財源の確保及び安定した事業経営に努められたい。